

道頓堀川水辺協議会（西区間）運営規則

（目的）

第1条 この規則は、道頓堀川水辺協議会開催要綱第10条に基づき、道頓堀川水辺協議会（西区間）（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

（会議）

第2条 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
なお協議会は、原則として、これを公開しない。

- 2 協議会で扱う議案については、前もって、事務局より各委員に關係資料を配布する。

（委員）

第3条 道頓堀川水辺協議会開催要綱第6条（2）及び（3）に定める委員は、沿川地域の意見を代表して発言できる者とする。

（代理出席）

第4条 委員の代理出席は、これを認めない。

（傍聴者の出席）

第5条 委員は、議事について必要があると認める時は、別に定める傍聴要領に基づき、傍聴者の出席を事務局に求めることができる。

（市長への報告）

第6条 協議会は道頓堀川水辺協議会開催要綱第4条に定める事項について、適宜、意見調整の結果を市長に報告する。

- 2 意見調整により、各委員の意見が合意に達した事項については、これを報告し、市長はこの報告を尊重する。
- 3 なお、報告内容については、欠席した委員も含めて、全ての委員の承認を経た上で報告する。

（議事録）

第7条 協議会議事の骨子は、議事録として記録する。議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開催年月日及び場所
- (2) 出席した委員
- (3) 議事の内容
- (4) その他会長が必要と認める事項

なお、議事録は事務局が作成し、会長の承認を経るものとする。

(細目)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、
会長が協議会にはかって定める。

附則

この規則は、平成22年4月21日から施行する。